



# 山形県公報

平成23年4月1日(金)

号 外(6)

## 目 次

### 規 則

- 山形県行政組織規則の一部を改正する規則……………(人 事 課) … 1
- 知事の権限に属する事務の委任に関する規則の一部を改正する規則……………( 同 ) …15
- 地方公営企業法第15条第1項ただし書の規定による者の範囲を定める規則の一部を改正する規則……………( 同 ) …同
- 地方公営企業法第39条第2項の規定による職を定める規則の一部を改正する規則……………( 同 ) …同

### 訓 令

- 行政組織の変更に伴う関係規程の整理に関する訓令……………( 同 ) …16
- 山形県職員被服貸与規程の一部を改正する訓令……………( 同 ) …18
- 附属機関の役職等に充てる職員の指定に関する規程の一部を改正する訓令……………( 同 ) …19

## 規 則

山形県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年4月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

### 山形県規則第21号

#### 山形県行政組織規則の一部を改正する規則

山形県行政組織規則(昭和39年4月県規則第35号)の一部を次のように改正する。

- 「第1款の2 総合政策局の分掌事務  
第1款の3 危機管理・くらし安心局の分掌事務  
第1款の4 観光交流局の分掌事務  
第2款 課等の分掌事務  
第1目 戦略調整監所属の分掌事務  
第2目 総務部各課の分掌事務」
- 「第1款の2 危機管理・くらし安心局の分掌事務  
第1款の3 観光経済交流局の分掌事務  
第2款 課の分掌事務 に、「第4款 職業能力開発校」を  
第1目 総務部各課の分掌事務  
第2目 企画振興部各課の分掌事務」
- 「第4款 職業能力開発校 に、「第15款 精神保健福祉センター  
第5款 食肉衛生検査所」に、第16款 食肉衛生検査所」を「第15款 精神保健福祉センター」に、  
「第8節 県土整備部所管の出先機関  
「第8節 県土整備部所管の出先機関」を 第1款 山形空港事務所 に改める。  
第2款 港湾事務所」
- 第4条中「(第9条第1項に定める戦略調整監所属を含む。)」を削る。  
第8条中「部等」を「部」に改め、同条中第7号を第8号とし、第2号から第6号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 企画振興部

第8条の2中第1項を削り、第2項を第1項とし、同条第3項中「観光交流局」を「観光経済交流局」に改め、同項を同条第2項とする。

第9条の見出し中「課等」を「課」に改め、同条第1項を削り、同条第2項の表総務部の項中「人材育成担当」

を「企画人材担当」に、

行政改革担当、企画担当
-------------

を

企画担当、行政改革担当
-------------

に、「厚生給付担当、年金担当」を「厚生給付・年金担当」に、

「県有財産管理担当」を「県有財産管理係」に改め、同表中

	税政課	庶務担当、企画・納税担当、課税担当、税務電算担当
--	-----	--------------------------

を

	税政課	庶務担当、企画担当、課税担当、納税管理担当、税務電算担当
企画振興部	企画調整課	庶務係、調整担当、企画担当、戦略調整担当
	市町村課	庶務係、行政係、地域振興担当、財政係、理財係、税政係
	交通政策課	広域交通担当、生活交通担当
	情報企画課	情報企画担当、電子県庁企画担当、基幹ネットワーク調整担当
	統計企画課	庶務係、統計利用推進担当、政策統計担当、生活統計担当、経済統計担当

に改め、同表生活環境部の項

中 

環境保全担当
--------

 を 

大気環境担当、水環境担当
--------------

 に改め、同

表健康福祉部の項中「援護恩給担当、保護担当」を「医療保険担当、援護恩給担当、保護指導担当」に、「医師確保対策担当、地域医療情報ネットワーク整備推進担当、医療保険担当」を「医療連携推進担当」に、「看護難病対策担当、感染症予防担当」を「感染症難病対策担当」に改め、「生活衛生担当、と畜衛生担当」を削り、同表商工観光部の項中「ものづくり振興担当」を「ものづくり振興担当、自動車関連産業振興担当」に、

商業振興担当、流通・サービス産業振興担当、まちづくり担当
------------------------------

 を 

商業・サービス産業振興担当、まちづくり担当、県産品振興担当
-------------------------------

 に改め、同表

農林水産部の項中「企画調整担当」を「企画調整担当、農林水産業活性化担当」に、「総合戦略担当」を「流通戦略担当」に、「農業ビジネス推進担当」を「6次産業化推進担当」に、

農業経営課	構造政策担当、農業経営支援担当、金融担当
-------	----------------------

を

県産米ブランド推進課	生産戦略担当、販売戦略担当、コミュニケーション戦略担当
------------	-----------------------------

に、「技術普及担当」を「プロジ

エクト推進担当」に、「稲作農産担当」を「農産振興担当」に、

エコ農業推進課
---------

を 

環境農業推進課
---------

に、

「エコ農業推進担当」を「環境農業推進担当」に改め、同表県土整備部の項中「調整担当」を削り、「積算技術担当、監督指導担当」を「技術管理担当、技術指導担当」に、「土地政策担当」を「土地対策担当」に、「庶務係、行政担当、都市計画担当」を「行政担当、都市計画担当」に、

道路課	庶務係、道路行政担当、道路企画担当
-----	-------------------

を

道路課	庶務係、道路行政担当、道路企画担当
高速道路整備推進課	整備担当、用地対策担当

に、「庶務係、建築指導担当」を

「建築行政担当」に改め、同条中第2項を第1項とし、第3項を削り、同条第4項の表中「庶務係」を「調整担当」

に、

食品安全対策課
---------

 を 

食品安全衛生課
---------

 に、「食品衛生企画担当」を「食品衛生企画担当、営業衛生担

当」に改め、同項を同条第2項とし、同条第5項中「商工観光部観光交流局」を「商工観光部観光経済交流局」に改め、同項の表中「ブランド戦略担当」を削り、同項を同条第3項とし、同条第6項の表中

生活文化課	県民活動推進室	
-------	---------	--

を

生活文化課	県民活動プロスポーツ支援室	県民活動推進担当、プロスポーツ支援担当
地域医療対策課	医師・看護師確保対策室	

に、

農政企画課	団体検査指導室	農業団体指導担当、農業団体検査担当
新農業推進課	県産米ブランド戦略室	生産戦略担当、販売戦略担当、コミュニケーション戦略担当

を

農政企画課	農業経営支援室	構造政策担当、農業経営支援担当、金融担当
	団体検査指導室	農業団体指導担当、農業団体検査担当

に、

道路課	保全整備室	道路環境担当、国道・市町村道・橋梁 <sup>りょう</sup> 担当、地方道担当
	高速道路整備推進室	整備担当、用地対策担当

を

道路課	保全整備室	道路環境担当、国道・市町村道・橋梁 <sup>りょう</sup> 担当、地方道担当
-----	-------	---

に改め、同項を

同条第4項とする。

第11条第2項の表中「調達担当」を「調達担当、指導検査・システム担当、審査出納担当」に改め、同条第3項を削る。

第12条第1号中イを削り、ロをイとし、ハをロとし、ニをハとし、ホからチまでを削り、リをニとし、同条中第7号を第8号とし、第2号から第6号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 企画振興部

- イ 県行政の企画及び調整に関する事項
- ロ 市町村その他公共団体の行政一般に関する事項
- ハ 地域振興に関する事項
- ニ 情報化の推進に関する事項

## ホ 統計に関する事項

第2章第2節第1款の2を削る。

第2章第2節第1款の3中第12条の3を第12条の2とする。

第2章第2節中第1款の3を第1款の2とする。

第12条の4の見出しを「（観光経済交流局の分掌事務）」に改め、同条中「商工観光部観光交流局」を「商工観光部観光経済交流局」に改め、第2章第2節第1款の4中同条を第12条の3とする。

第2章第2節中第1款の4を第1款の3とする。

「第2款 課等の分掌事務」を「第2款 課の分掌事務」に改める。

第2章第2節第2款第1目を削る。

第14条第1項中「（総合政策局各課を含む。）」を削り、同項第2号ホ中「及び公務災害補償」を削り、同号ル中「文書課」を「学事文書課」に改め、同項第4号中チをリとし、トをチとし、ヘをトとし、ホをへとし、ニをホとし、ハをニとし、ロをハとし、イの次に次のように加える。

## ロ 職員の公務災害補償に関する事

第14条第1項第9号から第13号までを削り、第2章第2節第2款第2目中同条を第13条とする。

第2章第2節第2款中第2目を第1目とし、同目の次に次の1目を加える。

## 第2目 企画振興部各課の分掌事務

（企画振興部各課の分掌事務）

第14条 企画振興部各課の分掌事務は、次のとおりとする。

## (1) 企画調整課

- イ 重要施策の総合調整、促進及び進行管理に関する事
- ロ 総合発展計画に関する事
- ハ 知事会に関する事
- ニ 特定課題に関する施策の総合企画及び調整に関する事
- ホ 交通政策課及び情報企画課の庶務に関する事
- ヘ 部内の連絡調整に関する事
- ト その他部内他課の所掌に属しない事務に関する事

## (2) 市町村課

- イ 市町村その他地方公共団体の行財政一般の助言に関する事
- ロ 市町村税に関する事
- ハ 地方交付税（県分を除く。）に関する事
- ニ 市町村振興資金貸付に関する事
- ホ 市町村総合交付金に関する事
- ヘ 市町村債に関する事
- ト 離島、辺地及び過疎地域の振興対策その他の地域振興対策の推進に関する事
- チ 雪対策に関する事
- リ 電源立地地域対策及び水源地域対策に関する事
- ヌ 市町村職員共済組合に関する事
- ル 行政書士に関する事
- ヲ 住居表示に関する事
- ワ 市町村の土地開発公社に関する事
- カ 自衛官の募集に関する事
- ヨ 県選挙管理委員会に関する事

## (3) 交通政策課

- イ 交通体系の総合調整に関する事
- ロ 空港利用の促進に関する事
- ハ 鉄道輸送対策に関する事
- ニ 地方バス路線維持対策に関する事
- ホ 運輸事業振興助成事業に関する事

## (4) 情報企画課

- イ 情報化に関する施策の総合企画及び調整に関する事

- ロ 地域情報化の推進に関すること
- ハ 行政の情報化の推進に関すること
- ニ 県基幹高速通信ネットワークの管理及び運営に関すること
- ホ 大型汎用コンピュータの管理及び運営に関すること
- ヘ 情報処理システムの開発及びその支援に関すること

(5) 統計企画課

- イ 統計に関する事務の総合企画に関すること
- ロ 統計調査の実施及び公表に関すること
- ハ 各種社会経済指標の作成に関すること
- ニ 政策課題に係る統計分析に関すること
- ホ 統計情報の提供及び利用推進に関すること

第15条第1項第1号ニを次のように改める。

- ニ プロスポーツの支援に関すること

第15条第1項第1号ホ中「地球温暖化対策課、水大気環境課、循環型社会推進課及びみどり自然課」を「部内」に改め、同項第2号ロ中「山形県新環境計画」を「環境計画」に改め、同号ト中「苦情及び」を削り、同項第3号に次のように加える。

- ヘ 水資源開発の総合調整に関すること
- ト 浄化槽に関すること
- チ 公害に係る苦情の処理に関すること

第15条第1項第4号ニを削り、同項第6号タ中「庶務」を「予算、決算及び経理」に改め、同号ソ中「食品安全対策課」を「食品安全衛生課」に改め、同項第9号中「食品安全対策課」を「食品安全衛生課」に改め、同号ロ中「エコ農業推進課」を「環境農業推進課」に改め、同号ホ中「(牛海綿状脳症及び口蹄疫に関するものに限る。)」を削り、同号に次のように加える。

- リ 製菓衛生師及び調理師に関すること
- ヌ と畜場及び化製場等に関すること
- ル 狂犬病の予防に関すること
- ヲ 動物の愛護及び管理に関すること
- ワ 墓地、納骨堂及び火葬場に関すること
- カ 生活衛生関係営業に関すること
- ヨ 建築物における衛生的環境の確保に関すること
- タ クリーニング師に関すること
- レ 食肉衛生検査所に関すること

第15条第2項中「県民活動推進室」を「県民活動プロスポーツ支援室」に改める。

第15条の2第1号へ及びト中「子育て推進部内」を「部内」に改める。

第16条第1項第1号中カをタとし、ワをヨとし、ヲをカとし、ルをワとし、ヌをヲとし、リの次に次のように加える。

- ヌ 国民健康保険に関すること
- ル 後期高齢者医療制度に関すること

第16条第1項第2号ホ及びへを削り、同項第5号チを次のように改める。

- チ 保健師の指導及び研修に関すること

第16条第1項第5号タからキまでを削り、同条第2項中「保健業務課」を「地域医療対策課の分掌事務のうち前項第2号ロに掲げる事務は医師・看護師確保対策室で、保健業務課」に、「及び同号リ」を「並びに同号チ及びリ」に、「事務は、」を「事務は」に改める。

第17条第1項中「観光交流局各課」を「観光経済交流局各課」に改め、同項第2号中トを削り、チをトとし、リをチとし、ヌをリとし、ルをヌとし、ヲをルとし、ワをヲとし、カをワとし、同項第3号に次のように加える。

- ト 地場産業の振興に関すること
- チ 県物産の紹介宣伝に関すること
- リ 県産品の品質及び価値の向上並びに販路開拓に関すること

第17条第1項第4号中へを削り、トをへとし、チをトとし、同項第5号中ハを削り、ニをハとし、ホをニとし、へをホとし、トをへとし、チをトとし、リをチとし、同条第2項中「前項第2号チからヌまで」を「前項第2号ト

からりまで」に、「同項第5号ニからりまで」を「同項第5号ハからチまで」に改める。

第18条第1項第1号中リをソとし、チをレとし、トをタとし、同号へ中「農業経営課」を「県産米ブランド推進課」に改め、同号中へをヨとし、ホをカとし、ニをワとし、ハをヲとし、ロの次に次のように加える。

- ハ 農業者の育成指導及び新規就農の促進に関する事
- ニ 農業者の経営発展支援に関する事
- ホ 農業構造の確立に関する事
- へ 農地及び採草放牧地の権利移転及び転用の制限に関する事
- ト 農地、採草放牧地及び未墾地の利用関係の調整に関する事
- チ 経営構造対策事業に関する事
- リ 農業会議及び農業委員会に関する事
- ヌ 集落営農の推進に関する事
- ル 農業金融及び水産業金融に関する事

第18条第1項第2号リを削り、同項第3号を次のように改める。

(3) 県産米ブランド推進課

- イ 稲の生産振興に関する事
- ロ 稲の種子対策に関する事
- ハ 県産米の流通対策に関する事
- ニ 県産米のブランド化の推進に関する事

第18条第1項第4号ハ中「(生産技術課で所掌するものを除く。)」を削り、同号ニを次のように改める。

- ニ 農地・水・環境保全向上対策に関する事

第18条第1項第5号トを次のように改める。

- ト 米政策の推進に関する事

第18条第1項第5号チ及びリを削り、同号ヌ中「園芸作物」を「畑作物、園芸作物」に改め、同号中ヌをチとし、ルをリとし、ヲをヌとし、ワを削り、カをルとし、ヨをヲとし、タをワとし、レをカとし、ソをヨとし、ツをタとし、ネをレとし、同号ナ中「エコ農業推進課」を「環境農業推進課」に改め、同号中ナをソとし、ラをツとし、同項第6号中「エコ農業推進課」を「環境農業推進課」に改め、同号ホ中「食品安全対策課」を「食品安全衛生課」に改め、同項第8号レ中「エコ農業推進課」を「環境農業推進課」に改め、同号に次のように加える。

- ム 耕作放棄地対策に関する事
- ウ 土地改良施設の維持管理に関する事

第18条第2項中「ホ」を「ル」に、「団体検査指導室で、新農業推進課の分掌事務のうち同項第2号リ」を「農業経営支援室で、同号ヲからカまで」に、「県産米ブランド戦略室」を「団体検査指導室」に、「同項第5号カからネまで及びラ」を「同項第5号ルからレまで及びツ」に、「(ラ)」を「(ツ)」に改める。

第19条第1項第4号ヌを削り、同項第6号カを次のように改める。

- カ 高速道路整備推進課及び建築住宅課の庶務に関する事

第19条第1項第6号ヨを削り、同項中第10号を第11号とし、同項第9号ホ中「山形空港事務所」を「山形空港事務所及び港湾事務所」に改め、同号を同項第10号とし、同項中第8号を第9号とし、同項第7号ト中「砂防・災害対策課」を「都市計画課、下水道課及び砂防・災害対策課」に改め、同号を同項第8号とし、同項第6号の次に次の1号を加える。

(7) 高速道路整備推進課

- イ 国土開発幹線自動車道の建設促進に関する事
- ロ 国土開発幹線自動車道の建設に伴う用地対策に関する事

第19条第2項中「、同号カ及びヨに掲げる事務は高速道路整備推進室で」を削る。

第22条第2項を削る。

第31条第1項の表村山総合支庁の項中「、直税第四担当」を削り、

「管理担当、調整担当、企画担当、指導担当」を

「企画調整担当、福祉支援担当、福祉指導担当」

に改め、同表最上総合支庁の項中「課税第一担当、課税第二担当」を「課税担

当」に改め、「、市町村支援担当」を削り、「産業企画担当」を「産業企画担当、商工労政担当」に改め、同表置賜

総合支庁の項中「消防防災係」を「防災安全担当」に改め、「県民生活担当」を削り、「農産園芸担当」を「生産流通担当」に改め、同表庄内総合支庁の項中「市町行政担当」を削り、  
 「子育て支援係、母子保健担当、女性青少年担当」を

「子ども青少年・男女共同参画担当、母子保健担当」に、「商工物流担当、雇用労政係」を「商工労政担当」に、「農産園芸担当」を「生産流通担当」に、「環境整備担当」を「水利整備担当」に、

港湾事務所	総務係、港政管理担当、港湾担当	酒田市	を
庄内空港事務所	庶務係、施設係	酒田市	
庄内空港事務所	庶務係、施設係	酒田市	に改め、同条第

3項の表村山総合支庁の項中

建設部	河川砂防課	留山川ダム建設室	設計担当、工事担当	を
	西村山建設総務課	用地室		
建設部	西村山建設総務課	用地室		に改め、同表最

上総合支庁の項中 「**商工観光振興室**」 を 「**観光振興室**」 に改め、同表庄内総合支庁の項中

	森林整備課	森づくり推進室	森づくり担当、里山造林担当	を
建設部	港湾事務所	港湾振興室		
	森林整備課	森づくり推進室	森づくり担当、里山造林担当	に改める。

第32条第4号ニ中「港湾」を削る。

第33条第4号中ソを削り、ツをソとし、ネをツとし、ナをネとし、ラをナとし、ム及びウを削る。

第34条第1号ニ中「及び最上総合支庁を除き、」を「を除き、最上総合支庁にあつては保健企画課及び子ども家庭支援課で所掌するもの並びに」に改め、同号ホ中「及び社会福祉施設」を削り、同号中ナを削り、ネをナとし、同号ツ中「置賜総合支庁」を「最上総合支庁」に改め、同号中ツをネとし、ソをツとし、レをソとし、タをレとし、ヨをタとし、同号カ中「及び最上総合支庁」を削り、同号中カをヨとし、ワをカとし、ヲをワとし、ルをヲとし、ヌをルとし、リをヌとし、チをリとし、トをチとし、同号ヘ中「を除く」を「及び最上総合支庁を除く」に改め、同号中ヘをトとし、ホの次に次のように加える。

へ 社会福祉施設に関すること（生活福祉課を除き、最上総合支庁及び庄内総合支庁にあつては子ども家庭支援課で所掌するものを除く。）

第34条第3号ト中「(地域保健予防課で所掌するものを除く。)」を削り、同号コ中「置賜総合支庁及び庄内総合支庁に限る」を「村山総合支庁を除く」に改め、同号キ中「限り、地域保健福祉課で所掌するものを除く」を「限る」に改め、同号ユ中「市町村」を「地域福祉に係る市町村」に改め、同号メ中「及び社会福祉施設」を削り、同号ミを次のように改める。

ミ 老人保健に係る医療に関すること（最上総合支庁に限る。）

第34条第6号ヲ中「(福祉企画課及び福祉課で所掌するものを除く。)」を削り、同条第7号ロ中「(庄内総合支庁に限る。)」を削り、同号ハ中「及び社会福祉施設」を削り、同号中トを削り、ヘをトとし、ホをへとし、ニをホとし、ハの次に次のように加える。

ニ 児童福祉並びに母子及び寡婦福祉に係る社会福祉施設に関すること

第35条第2号中カを削り、ヨをカとし、タをヨとし、レをタとし、ソをレとし、レの次に次のように加える。

ソ 環境保全型農業直接支援対策に関すること（村山総合支庁に限る。）

第35条第2号に次のように加える。

ム 耕作放棄地対策に関すること（最上総合支庁に限る。）

第35条第4号中チをヌとし、同号ト中「及び庄内総合支庁」を削り、同号中トをリとし、ヘをチとし、ホをトとし、ニをへとし、ハをホとし、ロをニとし、イの次に次のように加える。

ロ 農地・水・環境保全向上対策に関すること

ハ 中山間地域等直接支払制度に関すること

第35条第4号に次のように加える。

ル 環境保全型農業直接支援対策に関すること（村山総合支庁を除く。）

ヲ 耕作放棄地対策に関すること（最上総合支庁を除く。）

第36条第2号イ及びロ中「港湾事務所及び」を削り、同条第6号中チを削り、リをチとし、ヌをリとし、ルをヌとし、ヲをルとし、ワをヲとし、同条中第8号を削り、第9号を第8号とし、第10号を第9号とする。

第57条の次に次の款名を付する。

第5款 食肉衛生検査所

第58条及び第59条を次のように改める。

(名称、位置及び管轄区域)

第58条 設置条例第5条の規定により置かれた食肉衛生検査所の名称、位置及び管轄区域は、同条例の定めるところにより次のとおりである。

名 称	位 置	管 轄 区 域
山形県内陸食肉衛生検査所	山形市	山形市、米沢市、新庄市、寒河江市、上市市、村山市、長井市、天童市、東根市、尾花沢市、南陽市、東村山郡、西村山郡、北村山郡、最上郡、東置賜郡、西置賜郡
山形県庄内食肉衛生検査所	東田川郡庄内町	鶴岡市、酒田市、東田川郡、飽海郡

(所務)

第58条の2 食肉衛生検査所は、次に掲げる事務を処理する。

- (1) 獣畜のと殺及び解体の検査に関すること
- (2) と畜場の衛生に関すること
- (3) と畜、食肉の精密検査及び検査技術の研究に関すること
- (4) 食品衛生に関すること（と畜場内及びと畜場に付設された食肉処理業を営むための施設内並びに食鳥処理場（食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成2年法律第70号）第16条第1項の規定による認定に係る食鳥処理場（第6号において「認定処理場」という。）を除く。）内及び当該施設に付設された食肉処理業を営むための施設内において行う食肉に係るものに限る。）
- (5) 食鳥検査に関すること
- (6) 食鳥処理事業に関すること（認定処理場以外の食鳥処理場の衛生に係るものに限る。）

(内部組織)

第58条の3 食肉衛生検査所に庶務係、検査指導課及び試験検査課を置く。

(支所)

第59条 内陸食肉衛生検査所にその事務を分掌させるため支所を置き、その名称、位置及び管轄区域は、次のとおりとする。



名 称	位 置	管 轄 区 域
山形県内陸食肉衛生検査所 置賜支所	米沢市	米沢市、長井市、南陽市、東置賜郡、西置賜郡

「第16款 食肉衛生検査所」を削る。

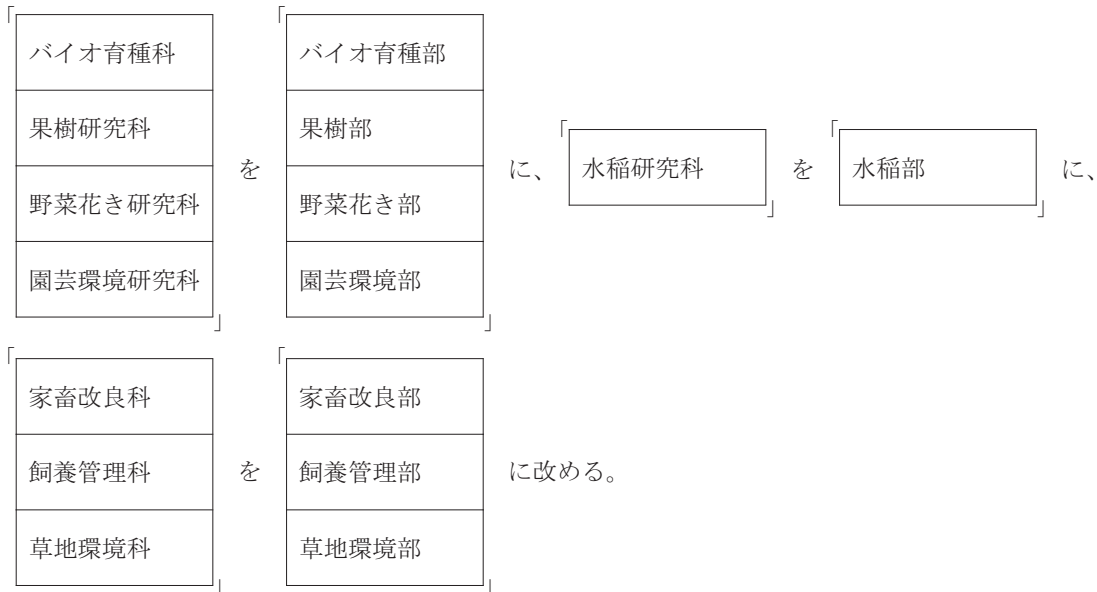
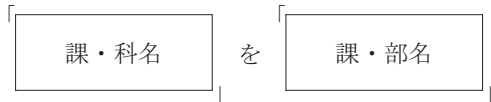
第102条から第105条までを次のように改める。

第102条から第105条まで 削除

第124条の3の表を次のように改める。

課名	係・担当・科名
総務課	総務係
教務企画課	教務企画担当、機械システム系デジタルエンジニアリング科、機械システム系メカトロニクス科、知能電子システム科、情報システム科、建築環境システム科、産業技術専攻科
学生課	学生指導担当

第150条第2項中「、科」を「、部」に改め、同項の表中



第176条中「森林情報部」を「森林経営研修部」に改める。

第180条の前に次の款名を付する。

第1款 山形空港事務所

第182条の次に次の款名を付する。

第2款 港湾事務所

第183条から第189条までを次のように改める。

(設置)

第183条 港湾の管理及び整備に関する事務を処理するため、山形県港湾事務所を酒田市に置く。

(所務)

第184条 港湾事務所は、次に掲げる事務を処理する。

- (1) 港湾計画に関すること
- (2) 港湾工事の施工及び港湾の維持管理に関すること

- (3) 海岸保全工事の施工並びに海岸保全施設及び海浜公園の維持管理に関すること（港湾の区域内の海岸に係るものに限る。）
- (4) 港湾工事の施工に伴う土地等の取得、補償及び登記に関すること
- (5) 公有水面（港湾の区域内のものに限る。）の埋立てに関すること
- (6) 酒田工業団地の整備に関すること
- (7) 酒田工業団地に係る県有財産の管理及び処分に関すること

（内部組織）

第185条 港湾事務所に総務係、港政管理担当、港湾整備担当及び港湾振興室を置く。

第186条から第189条まで 削除

第192条中「係を」を「係及び担当を」に改め、同条の表中

総務広報課	庶務係
調整課	

を

総務調整課	庶務係、調整担当
-------	----------

に改める。

第199条の表中

山形県公務災害補償等認定委員会	議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年12月県条例第47号）第4条の規定による公務災害補償の認定について審議すること
山形県公務災害補償等審査会	議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第19条の規定による審査申立てについて審査し裁定を行うこと
山形県退職手当審査会	山形県職員等に対する退職手当支給条例（昭和28年10月県条例第26号）第19条の規定による退職手当管理機関の諮問に応じ退職手当の支給制限等の処分について調査審議すること

を

山形県退職手当審査会	山形県職員等に対する退職手当支給条例（昭和28年10月県条例第26号）第19条の規定による退職手当管理機関の諮問に応じ退職手当の支給制限等の処分について調査審議すること	
山形県公務災害補償等認定委員会	議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年12月県条例第47号）第4条の規定による公務災害補償の認定について審議すること	総務厚生課
山形県公務災害補償等審査会	議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第19条の規定による審査申立てについて審査し裁定を行うこと	

に、

「政策企画課」を「企画調整課」に、

山形県職業能力開発審議会	知事の諮問に応じて、職業能力開発計画その他職業能力の開発に関する重要事項を調査審議し、並びにこれらに関し必要と認める事項を関係行政機関に建議すること	雇用対策課	を
--------------	--	-------	---

山形県職業能力開発審議会	知事の諮問に応じて、職業能力開発計画その他職業能力の開発に関する重要事項を調査審議し、並びにこれらに関し必要と認める事項を関係行政機関に建議すること	雇用対策課	
--------------	--	-------	--

山形県生活衛生適正化審議会	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和32年法律第164号）第58条第1項の規定による同法の施行に関する重要事項の調査審議及び同条第4項の規定による同法の施行に関する事項についての関係行政機関に対する建議に関する事	食品安全衛生課	に、
---------------	--	---------	----

山形県公衆浴場入浴料金審議会	物価統制令（昭和21年勅令第118号）第4条、物価統制令施行令（昭和27年政令第319号）第11条及び公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令（昭和32年厚生省令第38号）の規定に基づく公衆浴場入浴料金の統制額の指定について知事の諮問に応じ審議すること		
----------------	--	--	--

山形県医療審議会	医療法（昭和23年法律第205号）第71条の2第1項の規定による医療計画に関する意見の陳述等及び医療を提供する体制の確保に関する重要事項の調査審議に関する事	地域医療対策課	
----------	--	---------	--

地方独立行政法人山形県・酒田市病院機構評価委員会	地方独立行政法人法第11条第2項の規定による地方独立行政法人山形県・酒田市病院機構の業務の実績に関する評価等に関する事		
--------------------------	---	--	--

山形県国民健康保険審査会	国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第91条第1項の規定による保険給付に関する処分（被保険者証の交付の請求又は返還に関する処分を含む。）又は保険料その他同法の規定による徴収金（拠出金を除く。）に関する処分に対する不服の審査に関する事		を
--------------	---	--	---

山形県後期高齢者医療審査会	高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第128条第1項の規定による後期高齢者医療給付に関する処分（被保険者証の交付の請求又は返還に関する処分を含む。）又は保険料その他同法第4章の規定による徴収金（市町村及び後期高齢者医療広域連合が徴収するものに限る。）に関する処分に対する不服の審査に関する事	
山形県国民健康保険審査会	国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第91条第1項の規定による保険給付に関する処分（被保険者証の交付の請求又は返還に関する処分を含む。）又は保険料その他同法の規定による徴収金（拠出金を除く。）に関する処分に対する不服の審査に関する事	健康福祉企画課
山形県後期高齢者医療審査会	高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第128条第1項の規定による後期高齢者医療給付に関する処分（被保険者証の交付の請求又は返還に関する処分を含む。）又は保険料その他同法第4章の規定による徴収金（市町村及び後期高齢者医療広域連合が徴収するものに限る。）に関する処分に対する不服の審査に関する事	に、
山形県医療審議会	医療法（昭和23年法律第205号）第71条の2第1項の規定による医療計画に関する意見の陳述等及び医療を提供する体制の確保に関する重要事項の調査審議に関する事	地域医療対策課
地方独立行政法人山形県・酒田市病院機構評価委員会	地方独立行政法人法第11条第2項の規定による地方独立行政法人山形県・酒田市病院機構の業務の実績に関する評価等に関する事	
山形県准看護師試験委員	保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第25条第1項の規定による准看護師試験の実施に関する事	

山形県栄養改善対策審議会	栄養の改善を図り、県民の健康な生活を営むことの指導実施計画について、知事の諮問に応じ、調査審議すること	保健薬務課	を
山形県准看護師試験委員	保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第25条第1項の規定による准看護師試験の実施に関すること		

山形県栄養改善対策審議会	栄養の改善を図り、県民の健康な生活を営むことの指導実施計画について、知事の諮問に応じ、調査審議すること	保健薬務課	に、
--------------	---	-------	----

山形県献血推進協議会	知事の諮問に応じ、献血推進対策に関する重要事項を調査審議すること		を
山形県生活衛生適正化審議会	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和32年法律第164号）第58条第1項の規定による同法の施行に関する重要事項の調査審議及び同条第4項の規定による同法の施行に関する事項についての関係行政機関に対する建議に関すること		
山形県公衆浴場入浴料金審議会	物価統制令（昭和21年勅令第118号）第4条、物価統制令施行令（昭和27年政令第319号）第11条及び公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令（昭和32年厚生省令第38号）の規定に基づく公衆浴場入浴料金の統制額の指定について知事の諮問に応じ審議すること		

山形県献血推進協議会	知事の諮問に応じ、献血推進対策に関する重要事項を調査審議すること		に改める。
------------	----------------------------------	--	-------

第200条第1項の表戦略調整監の項を削り、同表中

危機管理員	部及び局	上司の命を受けて危機管理に関する事務を整理する。	を
参事	健康福祉部、農林水産部及び県土整備部	部長を補佐し、部の特定事項を整理する。	

港湾振興監	県土整備部	部長を補佐し、港湾振興の課題に関する事務を整理する。	に改め、同条第2項中
危機管理員	部及び局	上司の命を受けて危機管理に関する事務を整理する。	

参事	生活環境部、健康福祉部及び農林水産部	部長を補佐し、部の特定事項を整理する。
----	--------------------	---------------------

「(戦略調整監所属を含む。)」を削り、同項の表主幹補佐の項を削り、同表中

主任専門検査員	上司の命を受けて高度の検査業務を処理する。	を
---------	-----------------------	---

主任専門検査員	上司の命を受けて高度の検査業務を処理する。	に改める。
専門検査員	上司の命を受けて検査業務を処理する。	

第201条第1項の表所長の項中

総合支庁の港湾事務所及び庄内空港事務所

を

庄内総合支庁建設部庄内空港事務所

に改め、同表支所長の項出先

機関の組織の欄中「総合療育訓練センター」を「食肉衛生検査所、総合療育訓練センター」に改め、「食肉衛生検査所」を削り、同表副所長の項出先機関の組織の欄中「総合支庁港湾事務所、」を削り、「及び山形空港事務所」を「山形空港事務所及び港湾事務所」に改め、同表次長の項出先機関の組織の欄中「庄内児童相談所」を「食肉衛生検査所、庄内児童相談所」に改め、「食肉衛生検査所」を削り、同表部長の項出先機関の組織の欄中「(総合療育訓練センターの看護部を除く。)」を削り、同表科長の項出先機関の組織の欄中「工業技術センター及び農業総合研究センターの試験場」を「及び工業技術センター」に改め、同表参事の項及び総看護師長の項を削り、同条第2項の表副主任保育士の項を削り、同表中

主任専門研究員	上司の命を受けて高度の試験研究及び試験研究指導業務を処理する。	を
---------	---------------------------------	---

精神保健福祉相談員	上司の命を受けて精神保健及び精神障害者の福祉に関する相談指導業務に従事する。	に、
主任専門研究員	上司の命を受けて高度の試験研究及び試験研究指導業務を処理する。	

普及指導員	上司の命を受けて普及指導業務に従事する。	を
副主任普及指導員		

普及指導員	上司の命を受けて普及指導業務に従事する。	に改める。
-------	----------------------	-------

附 則

(施行期日)

- この規則は、公布の日から施行する。  
(固定資産評価職員の身分を証明する証票に関する規則の一部改正)
- 固定資産評価職員の身分を証明する証票に関する規則（昭和27年7月県規則第44号）の一部を次のように改正する。  
本則中「山形県総務部総合政策局市町村課」を「山形県企画振興部市町村課」に改める。  
(職員の駐在制度に関する規則の一部改正)
- 職員の駐在制度に関する規則（昭和41年3月県規則第20号）の一部を次のように改正する。  
第2条第9号中「商工観光部観光交流局経済交流課」を「商工観光部観光経済交流局経済交流課」に改め、同

条第11号中「生活環境部危機管理・くらし安心局食品安全対策課」を「生活環境部危機管理・くらし安心局食品安全衛生課」に改める。

（山形県海岸法施行細則の一部改正）

4 山形県海岸法施行細則（昭和42年3月県規則第13号）の一部を次のように改正する。

第5条中「庄内総合支庁長」を「港湾区域若しくは港湾隣接地域又は港湾管理者の長が海岸管理者となる海岸保全区域若しくは公共海岸に係るものにあつては港湾事務所長を、他の区域に係るものにあつては庄内総合支庁長」に改める。

（山形県公有財産規則の一部改正）

5 山形県公有財産規則（昭和49年4月県規則第25号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「（戦略調整監所属にあつては、戦略調整監）」を削り、「東京事務所総務広報課長」を「東京事務所総務調整課長」に改める。

（山形県が管理する港湾の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例施行規則の一部改正）

6 山形県が管理する港湾の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例施行規則（平成3年3月県規則第16号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「庄内総合支庁建設部港湾事務所長」を「港湾事務所長」に改める。

---

知事の権限に属する事務の委任に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年4月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

#### 山形県規則第22号

##### 知事の権限に属する事務の委任に関する規則の一部を改正する規則

知事の権限に属する事務の委任に関する規則（昭和41年9月県規則第70号）の一部を次のように改正する。  
第3条第1項第1号口中「及び山形空港事務所長」を「、山形空港事務所長及び港湾事務所長」に改める。

##### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

---

地方公営企業法第15条第1項ただし書の規定による者の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年4月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

#### 山形県規則第23号

##### 地方公営企業法第15条第1項ただし書の規定による者の範囲を定める規則の一部を改正する規則

地方公営企業法第15条第1項ただし書の規定による者の範囲を定める規則（平成15年4月県規則第46号）の一部を次のように改正する。

第1条第1号中「及び参事」を削る。

##### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

---

地方公営企業法第39条第2項の規定による職を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年4月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

#### 山形県規則第24号

##### 地方公営企業法第39条第2項の規定による職を定める規則の一部を改正する規則

地方公営企業法第39条第2項の規定による職を定める規則（平成15年4月県規則第47号）の一部を次のように改正する。

第1条第1号中「及び参事」を削る。

##### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

# 訓 令

## 山形県訓令第3号

庁 中  
出 先 機 関

行政組織の変更に伴う関係規程の整理に関する訓令を次のように定める。

平成23年4月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

### 行政組織の変更に伴う関係規程の整理に関する訓令

(クリーニング業法執行手続の一部改正)

第1条 クリーニング業法執行手続（昭和25年8月県訓令第46号）の一部を次のように改正する。

令達先を次のように改める。

生活環境部

保 健 所

第4条中「健康福祉部」を「生活環境部」に改める。

(山形県考査規程の一部改正)

第2条 山形県考査規程（昭和26年11月県訓令第35号）の一部を次のように改正する。

第6条及び第11条第3項中「、戦略調整監」を削る。

(と畜場法執行手続の一部改正)

第3条 と畜場法執行手続（昭和28年12月県訓令第48号）の一部を次のように改正する。

令達先を次のように改める。

生 活 環 境 部

保 健 所

食肉衛生検査所

(山形県職員服務規程の一部改正)

第4条 山形県職員服務規程（昭和37年4月県訓令第18号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「商工観光部観光交流局経済交流課」を「商工観光部観光経済交流局経済交流課」に改める。

(山形県職員の人事に関する手続規程の一部改正)

第5条 山形県職員の人事に関する手続規程（昭和38年8月県訓令第52号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「(戦略調整監所属にあつては、戦略調整監。以下同じ。)」を削る。

第10条第5項中「、戦略調整監所属」を削る。

第32条第1項第4号及び第33条第3項中「東京事務所総務広報課長」を「東京事務所総務調整課長」に改める。

別表第2中 「戦略調整監及び総務部総合政策局長 | 政策企画課長 |」を

「企画振興部長、次長及び企画振興部付の職員 | 企画調整課長 |」に、「商工観光部観光交流局長」を  
「商工観光部観光経済交流局長」に改める。

別表第3第1項の表中 

勤務箇所	職員
------	----

」

を 

勤務箇所	職員
食肉衛生検査所	と畜検査に従事する職員（所長を除く。）

 に、



健康福祉部保健業務課	麻薬取締りを職務とする職員
食肉衛生検査所	と畜検査に従事する職員（所長を除く。）

を

健康福祉部保健業務課	麻薬取締りを職務とする職員
------------	---------------

に改める。

別表第4第1項中「、港湾事務所」を削り、「保健所」を「保健所、食肉衛生検査所」に改め、「、食肉衛生検査所」を削り、「山形空港事務所」を「山形空港事務所、港湾事務所」に改める。

（山形県野川水系ダム操作規則の一部改正）

第6条 山形県野川水系ダム操作規則（昭和38年12月県訓令第64号）の一部を次のように改正する。

第17条第1号中「山形県企業局村山事務所」を「山形県企業局村山電気水道事務所」に改める。

第29条第2項中「山形県企業局村山事務所長」を「山形県企業局村山電気水道事務所長」に改める。

（山形県県有乗用車集中管理規程の一部改正）

第7条 山形県県有乗用車集中管理規程（昭和39年3月県訓令第10号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「（戦略調整監所属を含む。）」を削る。

（山形県行政の管理改善に関する規程の一部改正）

第8条 山形県行政の管理改善に関する規程（昭和42年6月県訓令第15号）の一部を次のように改正する。

第2条中「、戦略調整監所属」を削る。

第3条第2項中「（戦略調整監所属を除く。）」及び「、戦略調整監所属にあつては戦略調整監が指定する職にある者」を削る。

別表中「総務部 総合政策局 政策企画課長」を「企画振興部 企画調整課長」に改める。

（山形県自動車管理規程の一部改正）

第9条 山形県自動車管理規程（昭和43年10月県訓令第22号）の一部を次のように改正する。

第4条中「戦略調整監所属にあつては、戦略調整監。」を削る。

第8条第1項中「（戦略調整監所属を含む。）」を削る。

別表中「（戦略調整監所属を含む。）」及び「（戦略調整監所属にあつては、戦略調整監）」を削る。

（狂犬病予防法執行手続の一部改正）

第10条 狂犬病予防法執行手続（昭和44年5月県訓令第10号）の一部を次のように改正する。

令達先を次のように改める。

生活環境部

保 健 所

（農村地域工業等導入推進協議会規程の一部改正）

第11条 農村地域工業等導入推進協議会規程（昭和46年11月県訓令第27号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「政策企画課長」を「企画調整課長」に、「農業経営課長」を「農政企画課長」に改める。

別表第2中「地域・交通政策課長」を「交通政策課長」に改める。

（山形県職員の職務発明等に関する規程の一部改正）

第12条 山形県職員の職務発明等に関する規程（昭和52年4月県訓令第17号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「（戦略調整監所属にあつては、戦略調整監）」を削る。

（職員の勤務時間に関する規程の一部改正）

第13条 職員の勤務時間に関する規程（昭和55年11月県訓令第15号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「商工観光部観光交流局経済交流課」を「商工観光部観光経済交流局経済交流課」に改める。

（山形県総合政策審議会事務局規程の一部改正）

第14条 山形県総合政策審議会事務局規程（平成13年4月県訓令第25号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「戦略調整監」を「企画振興部長」に改める。

（山形県住民基本台帳ネットワークシステム運用管理規程の一部改正）

第15条 山形県住民基本台帳ネットワークシステム運用管理規程（平成14年8月県訓令第24号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「（戦略調整監所属を含む。）」を削る。

第3条第1項中「総合政策局長」を「企画振興部長」に改める。

第4条第1項中「総務部総合政策局市町村課長」を「企画振興部市町村課長」に改める。

(山形県業務管理規程の一部改正)

第16条 山形県業務管理規程（平成20年8月県訓令第28号）の一部を次のように改正する。

第2条及び第5条中「(戦略調整監所属にあつては、戦略調整監)」を削る。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

山形県訓令第4号

庁 中  
出 先 機 関

山形県職員被服貸与規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成23年4月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県職員被服貸与規程の一部を改正する訓令

山形県職員被服貸与規程（昭和38年4月県訓令第7号）の一部を次のように改正する。

別表中 「エコ農業推進課」を「環境農業推進課」に改め、同表森林研究研修センターの項中

作業帽 1 2 を ヘルメット 1 5 に改め、同表中

山形空港 事務所	空港の維持管理業務 に従事する職員	作業服	1	2	を
		防寒衣	1	5	
		雨外とう	1	3	
		ゴム長ぐつ	1	2	

山形空港 事務所	空港の維持管理業務 に従事する職員	作業服	1	2	
		防寒衣	1	5	
		雨外とう	1	3	
		ゴム長ぐつ	1	2	
港湾事務 所	技術職員	ヘルメット	1	5	に改め、同表総合支庁の項中
		作業服	1	2	
		防寒衣	1	5	
		ゴム長ぐつ	1	2	
	港湾の工事及び補修 の業務に従事する技 術技能員	ヘルメット	1	5	
		作業帽	1	2	
		作業服	2	2	
		防寒服	1	5	
		雨外とう	1	2	
		作業ぐつ	1	3	
港湾監視の業務に従 事する技術技能員	ヘルメット	1	5		
	作業服	1	2		
	防寒服	1	5		
	雨外とう	1	4		
	ゴム長ぐつ	1	2		

「道路の工事、補修及び監視の業務又は港湾の工事及び補修の業務に従事する技術技能員」	を	「道路の工事、補修及び監視の業務に従事する技術技能員」	に改める。
漁港監視又は港湾監視の業務に従事する技術技能員		漁港監視の業務に従事する技術技能員	

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

山形県訓令第5号

庁 中  
出 先 機 関

附属機関の役職等に充てる職員の指定に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成23年4月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

附属機関の役職等に充てる職員の指定に関する規程の一部を改正する訓令

附属機関の役職等に充てる職員の指定に関する規程（昭和56年4月県訓令第3号）の一部を次のように改正する。  
別表第1 山形県固定資産評価審議会の項中

総務部総合政策局長	を	
企画振興部長	に改め、同表山形県交通安全対策会議の項中	
危機管理監 子育て推進部長 健康福祉部長 農林水産部長 県土整備部長 総務部総合政策局長	を	
企画振興部長 危機管理監 子育て推進部長 健康福祉部長 農林水産部長 県土整備部長	に改め、同項充てる職の欄中「総務部総合政策局市町村	

課長」を「企画振興部市町村課長」に、「健康福祉企画課長」を「健康福祉企画課長、地域医療対策課長」に、「農林水産部農山漁村計画課長」を「農林水産部農村整備課長」に改め、同表山形県国民保護協議会の項中

<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 10%;"></td><td>各部長</td></tr> <tr><td></td><td>危機管理監</td></tr> <tr><td></td><td>会計管理者</td></tr> </table>		各部長		危機管理監		会計管理者	を
	各部長						
	危機管理監						
	会計管理者						
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 10%;">幹事</td><td>各部の主幹課長</td></tr> <tr><td></td><td>生活環境部危機管理・くらし安心局危機管理課長</td></tr> <tr><td></td><td>会計局会計課長</td></tr> </table>	幹事	各部の主幹課長		生活環境部危機管理・くらし安心局危機管理課長		会計局会計課長	
幹事	各部の主幹課長						
	生活環境部危機管理・くらし安心局危機管理課長						
	会計局会計課長						

	危機管理監	
幹事	生活環境部危機管理・くらし安心局長 生活環境部危機管理・くらし安心局危機管理課長	

に改め、同表山形県会議の項中

	各部長 戦略調整監	
--	--------------	--

を

	各部長	
--	-----	--

に改め、同表山形県石油コンビナート等防災本

部の項中

	庄内総合支庁の総務企画部長及び建設部港湾事務所長	
--	--------------------------	--

を

	港湾事務所長 庄内総合支庁総務企画部長	
--	------------------------	--

に改め、同表山形県総合政策審議会の項充て

る職の欄中

幹事	各部の主幹課長 総務部総合政策局政策企画課長	
----	---------------------------	--

を

幹事	各部の主幹課長	
----	---------	--

に改め、同表山形県公衆浴場入浴料金審議会

の項中

	生活環境部長 健康福祉部長	
--	------------------	--

を

	生活環境部長	
--	--------	--

に改め、同表山形県職業能力開発審議会の項充てる職

の欄中「総務部総合政策局政策企画課長」を「企画振興部企画調整課長」に改め、同表山形県開発審査会の項充てる職の欄中「土地政策」を「土地対策」に改め、同表山形県水防協議会の項充てる職の欄中「河川主査」を「河川管理主査」に改め、同表山形県建築審査会の項充てる職の欄及び山形県建築士審査会の項充てる職の欄中「建築指導の」を「建築行政の」に改める。

別表第2最上総合支庁産業経済部農業技術普及課産地研究室の項中

	農業大学校庶務係長	
--	-----------	--

を

	農業大学校総務主査	
--	-----------	--

に改め、同表消費生活センターの項中

消費生活相談専門員	生活環境部危機管理・くらし安心局くらし安心課消費生活相談専門員	
-----------	---------------------------------	--

を

消費生活相談専門員	生活環境部危機管理・くらし安心局くらし安心課消費生活相談専門員	
総務主査	生活環境部生活文化課総務主査	

に、

庶務係長	生活環境部危機管理・くらし安心局危機管理課総務主査
主査	生活環境部危機管理・くらし安心局の危機管理課主査（庶務を担当するものに限る。）及びくらし安心課主査（消費者行政の推進を担当するものに限る。）
主事	生活環境部危機管理・くらし安心局くらし安心課主事（消費者行政の推進を担当するものに限る。）

を

庶務係長	生活環境部危機管理・くらし安心局危機管理課調整主査
主事	生活環境部危機管理・くらし安心局の危機管理課主事（調整を担当するものに限る。）及びくらし安心課主事（消費者行政の推進を担当するものに限る。）

に改め、同表庄内職業能力開発セン

ターの項中

主事	産業技術短期大学校庄内校主事
----	----------------

を

主査	産業技術短期大学校庄内校主査
----	----------------

に改め、同表知的障がい者更生相談

所の項中

庄内支所知的障害者福祉司	庄内児童相談所相談判定専門員
--------------	----------------

を

庄内支所知的障害者福祉司	庄内児童相談所相談判定専門員
庄内支所相談判定主査	庄内児童相談所相談判定主査

に、

庄内支所行政技能員	庄内児童相談所行政技能員
-----------	--------------

を

庄内支所副主任技能員	庄内児童相談所副主任技能員
------------	---------------

に改め、同表高度技術研究開発セン

ターの項中

庶務係長	工業技術センター総務専門員
主査	工業技術センター主査
主事	工業技術センター主事
副主任	工業技術センター副主任

を

総務専門員	工業技術センター総務専門員
庶務係長	工業技術センター総務主査
主任主査	工業技術センター主任主査
主事	工業技術センター主事

に改め、同表農業総合研究センター

畜産試験場の項中

農業大学校庶務係長
-----------

を

農業大学校総務主査
-----------

に改め、同表病害虫防除所の項中

総務専門員	農業総合研究センター総務課長
総務主査	農業総合研究センター総務主査

を

総務専門員	農業総合研究センター総務専門員
主査	農業総合研究センター主査

に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。